

建設リサイクル法の実施に関する特記仕様書

特定建設資材を用いた建築物等の解体工事、特定建設資材を使用する新築工事等で一定規模以上の工事（対象建設工事※1）については、特定建設資材廃棄物（※2）の基準に従って工事現場で分別（分別解体等）し、再資源化等することが義務付けられました。

※1 下表の規模以上の工事について、分別解体等及び再資源化等が義務付けられます。

工 事 の 種 類	規模の基準
建築物の解体	床面積 80㎡
建築物の新築・増築	床面積 500㎡
建築物の修繕・模様替（リフォーム等）	請負額 1億円
その他の工作物に関する工事（土木工事等）	請負額 500万円

※2 分別解体等及び再資源化等が必要となる特定建設資材は、以下のとおりです。

- ①コンクリート ②コンクリート及び鉄から成る建設資材
- ③木材 ④アスファルト・コンクリート

については、分別解体等の方法、解体工事に要する費用及び再資源化等に要する費用や再資源化のために特定建設資材廃棄物を持ち込む予定の施設の名称を記した書面を契約書に添付して提出してください。